

資源化物収集ステーションの利用及び管理要領

1 目 的

この要領は、海吉出村町内会地内に町内会が開設する資源化物収集ステーション（以下、単に「ステーション」という）の利用及び管理について必要なことを定め、資源化物の集積及び収集を適正かつ円滑に行うとともに、収集前後のステーション及びその周辺を常に良好な状態に維持し、もって資源循環型社会への健全かつ積極的な参画と快適な住環境の実現を図ることを目的とする。

2 管理組織図 別紙第 1

3 ステーションの名称・所在及び管理を担当する隣組 別紙第 2

4 収集日別資源化物収集品目表 別紙第 3

5 ステーションの利用世帯

(1) 日常利用するステーションは別紙第 2 を基準とするが、各世帯は最も利用しやすいステーションを利用して差し支えない。

(2) 別紙第 2 に示す利用世帯区分によらず、日常的に他のステーションを利用する世帯は、その旨を両方の当番割出責任者に届け出なければならない。

別紙第 2 中、2 つのステーションに隣組名のある世帯についても同様とする。

(3) ステーション管理当番（以下、単に「当番」という）は、日常主としてそのステーション利用する世帯が輪番制で担任するものとする。

(4) 資源化物の持ち込み～集積は、収集日の午前 7 時から 8 時までの 1 時間とし、この時間帯以外に持ち込んでではない。

6 当番の割出し及び服務

(1) ステーションを利用する隣組の長〔複数の隣組が利用するステーションについては、別紙第 2 による当番割出責任者の統制により担任順番（時期）を示された隣組の長〕は、次により当番を割出すものとする。

ア 第 4 項 2 及びみずから把握したところに従い「当番割出表」を作成し、服務する日の 3 週間（基準）前までに該当の各世帯に示すこと。

イ 当番は、1 収集日につき通常 2 世帯＝2 名を割り当てる。

ただし、利用世帯数の大小、当番の習熟度等により、適宜これを増減することを妨げない。

ウ 当番の割出しに際しては、規約別紙第 3 「高齢者等の町内会役務への参加基

準」

を併せ考慮すること。

- (2) 当番に割り当てられた世帯は、世帯構成人数の多少にかかわらず1世帯1名の成人（第6項の任務を果たし得る未成年者も可）を当番として服務させるものとする。
- (3) 前号アにより割出された日が当番就任に不都合な（不都合になった）世帯はみずから交代する世帯を調整～決定するとともに、同日に服務することになっていた当番にもその旨を通知するものとする。
- (4) 複数の隣組が利用するステーションについては、現に当番就任中の隣組の長

は、

次期当番就任隣組の長が（1）アにより余裕をもって措置できるよう、通常1ヶ月前までには当番引継ぎの予告をしなければならない。

- (5) 使用した当番割出表は隣組長の交代時に申し送り、次回割出時の参考とする。

7 当番の服務要領

(1) 事前

ア 分別収集要領を十分に研究～理解し、自信をもって服務する態勢を確立する。

イ 資源化物収集日の通常午前6時50分ごろステーションに集合し、空きびん用コンテナ又は空き缶用トンバッグを展開し、所要の表示をする。

この際、他の収集物（古紙、古布、ペットボトル、廃乾電池、廃天ぷら油、廃体温計）の集積場所についても考慮する。

(2) 集積中

ア ステーションに持ち込まれる資源化物が、所定の容器又は場所に適正かつ整然と集積されるよう指導・統制する。（集積の手伝いをするのは任務ではない）

イ 「ごみ減量・リサイクルガイド（保存版）」又は「同（概要版）」（岡山市作成）に離反し、あるいはこれに馴染まない方法で持ち込まれたものは、当番において臨機の措置を講じて正しい出し方に修正して集積するか、又は搬入者にみずから所要の修正措置を講じてもらう。

ただし、収集対象品目以外のもの及び「収集日別資源化物収集品目表」（別紙

第

3）に反して持ち込まれたものは、理由（事情）と出すべき日を説明して持ち帰っていただく。

「生きびん」（リターナブルびん＝酒・ビール・牛乳などの繰返し使えるびん）は買った商店に返却するのが原則。

ただし、遠くの店で買った、あるいは貰いものの一升びんやビールびんなどで商店に引き取ってもらえない場合に限り、資源化物の日に出してもよい。

ウ 持ち出し袋その他の搬出容器は、²ステーションに残置することなく持ち帰ってもらう。

ただし、ペットボトル及び体温計をいれた袋は除く。

エ 雨天時に持ち込まれる古紙・古布類は濡れないよう措置するか、困難な場合は持ち帰ってもらう。

又は、他の（屋根付きの）ステーションへ出すよう助言する。

（３） 事 後

ア 午前８時がきたら、次の措置をしたのち解散する。

- ・ 集積された資源化物を回収車が作業しやすいように、また、交通の妨げとならないように整理整頓する。
- ・ 使用しなかったコンテナ・トンバッグ及び空きびん用の標示（「無職」「茶色」

色」

等）を物置に収納する。

- ・ 古紙や古布が雨水により濡れるおそれがある場合は、備付けのシート等で所要の保護をする。
- ・ 資源化物回収終了後の片付けの要員を決める。

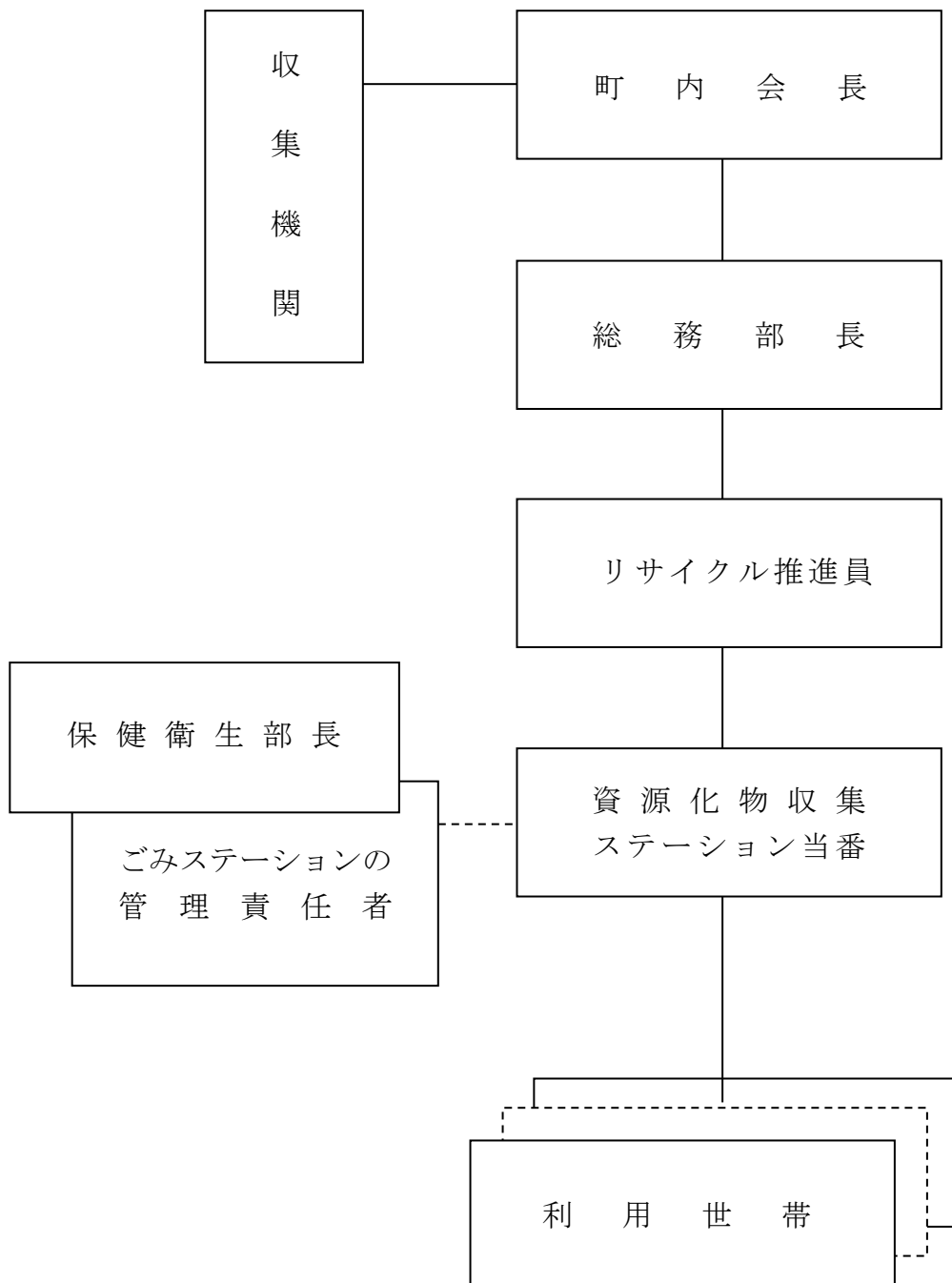
イ 回収作業が終わったところを見計らい、コンテナを収納し、ステーション及びその周辺を清掃する。

この際、当番は清掃により発生した資源化物の残片やごみ及び不当に持ち込まれた（資源化物として収集されない）ものは、ステーションに残置することなく持ち帰り、次回の該当収集日に出すべく措置する。

付 則

- 1 この「要領」は、平成１５年４月１４日から施行する。
- 2 平成１８年 ４月 １日 一部改正
- 3 平成２０年１２月 １日 一部改正

資源化物ステーション管理組織図



ステーションの名称・所在及び利用世帯（基準）

No.	名 称	利用する隣組（基準）	ステーションの所在
①	静 観 荘	<u>静観荘</u>	静観台上
②	長 田	長田 東（一部）	長田東組地内の用水上
③	樋の尻北	樋の尻北 <u>東中 1</u> 西の東（一部）	樋の尻北組地内の用水上
④	樋の尻南	樋の尻南 <u>沖 1</u> 沖 2 南（一部） サニー（一部）	樋の尻南組地内の用水上
⑤	南	<u>南</u> （主力） 西（一部） 西の南（主力） 西の東（一部）	南組北辺の用水上
⑥	池 田	<u>池 田</u>	池田組地内の市道上
⑦	本 田	<u>本田 1</u> 本田 2 本田 3 東（主力） 久々原（一部）	本田 1 組南西の用水上
⑧	サ ニ ー	<u>サニー</u> （一部） 久々原（一部） 東（一部） 東中 2	サニー組の旧集中浄化槽敷地内
⑨	西	<u>西の東</u> （一部） 西 西の南（一部） 新田 長田（一部）	西組地内の用水上

（注） 1 資源化物ステーションは、町内会既設のごみステーションのうち上記の 9 箇所を使用する。

- 2 アンダーラインを引いた隣組の長は、当該ステーションの当番割出（調整）責任者とする。[本文第6項（1）関連]